



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 4月号

平成27年度労働行政のあらまし(抜粋) 広島労働局 ~「誰もがいきいきと働くことができる社会」の実現に向けて~

1 過重労働の解消、安心・健康職場への改善を図ります！

過重労働を解消し、安心して健康に働くことができる職場を目指して、「労働条件確保・改善対策の推進」、「最低賃金制度の適切な運営」、「労働者の安全と健康確保対策の推進」、「労災補償対策の推進」等に取り組めます。

(1) 労働条件の確保・改善対策の推進

- ア 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策を推進します。
- イ 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など働き方・休み方を見直す「働き方改革」を推進します。
- ウ 外国人技能実習生対策を実施します。

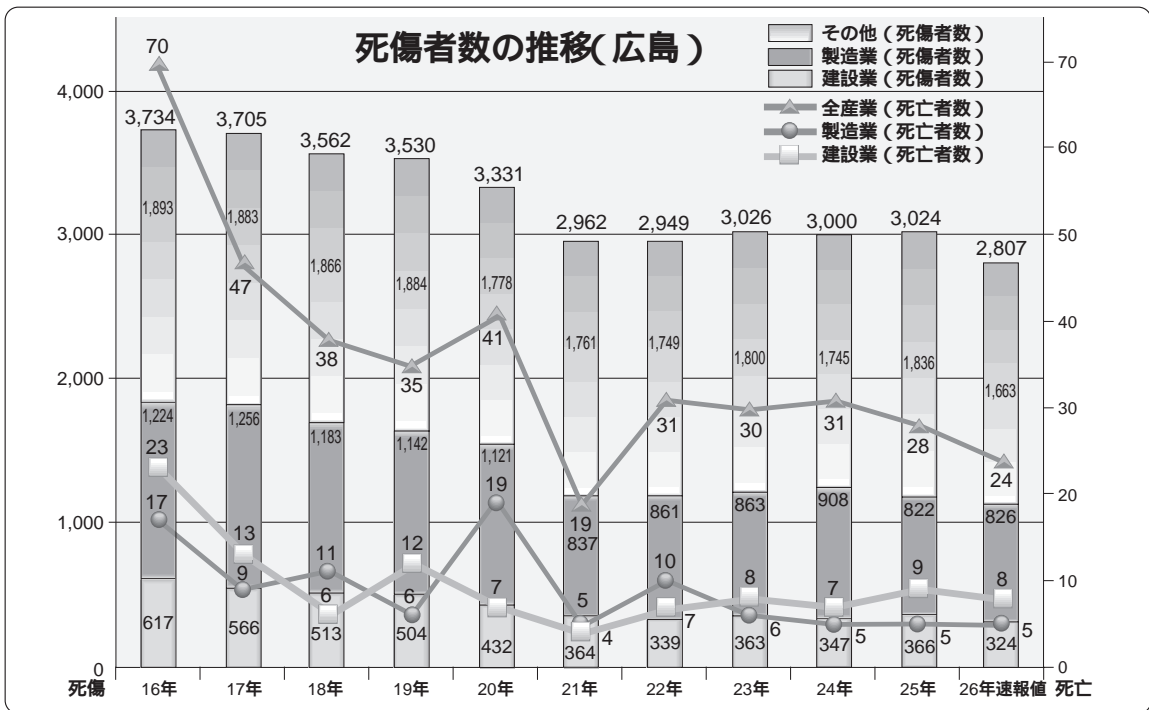
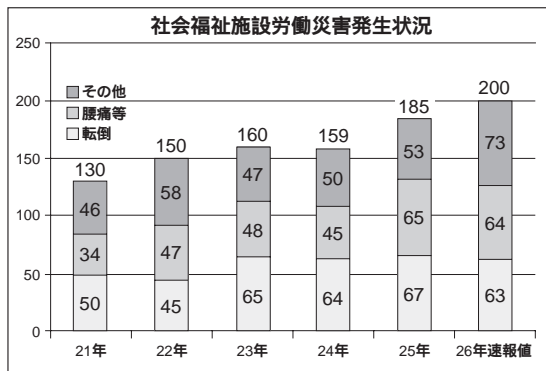
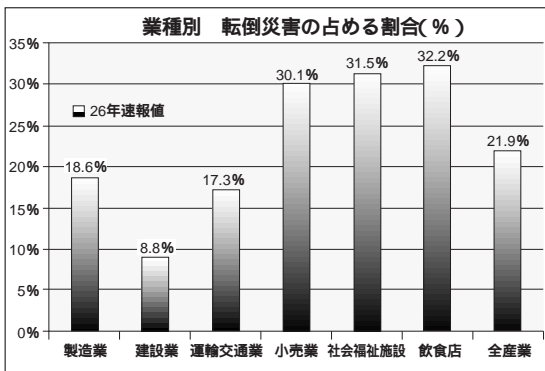
(2) 最低賃金制度の適切な運営

- ア 経済動向及び地域の実情などを踏まえた広島地方最低賃金審議会の円滑な運営を行います。
- イ 最低賃金額の改定等について、使用者団体、労働者団体及び地方自治体等の協力を得て、使用者及び労働者に周知し、遵守の徹底を図り、監督指導等による最低賃金の履行確保を行います。
- ウ 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業を推進します。
 専門家派遣・相談等支援事業
 個々の企業の取組に対する助成事業

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

- ア 労働災害を減少させる取組を行います。
 死亡災害等重篤災害の発生が多い建設業、製造業における墜落災害防止対策、機械災害防止対策を徹底します。
 「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」により労働災害の22%を占める転倒災害防止対策を推進します。
 労働災害の発生が増加傾向にある社会福祉施設、食料品製造業に対する災害防止対策に取り組めます。

目	次
広島労働局平成27年度労働行政のあらまし(抜粋)1	労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要 ... 5
分会だより 呉分会・福山分会 3	広島労働局人事異動 6
足場からの墜落防止対策が強化されます!! 4	講習・行事コーナー (平成27年4月~平成27年6月) 8



イ 労働者の健康確保対策の推進

化学物質による健康障害防止対策を推進します。

メンタルヘルス対策を推進します。

ウ 改正労働安全衛生法の周知

ストレスチェック制度の創設、化学物質に係るリスクアセスメントの実施、受動喫煙防止対策等に係る改正安全衛生法を周知します。

(4) 労災補償対策の推進

ア 労災保険給付の迅速・適正な処理

イ 石綿関連疾患の周知・請求勧奨の実施と請求事案に係る迅速・適正な処理

2 「人」と「仕事」をつないでいきます！

3 女性の活躍を促進します！

4 適正な適用と徴収で労働保険制度を支えます！

5 個別労働紛争の解決の支援を行います！

分会だより

呉分会：建設工事関係者連絡会議が開催されました

平成26年9月に広島中央労働基準監督署管内で、建設工事関係者連絡会議が初めて開催されたことが、「広島分会だより」で掲載されましたが、呉分会でも平成27年1月21日に呉労働基準監督署管内の、建設工事関係者連絡会議の第1回会合が開催されました。

これは、今後全国的な建設工事の増加が予想され、建設労働者の人材不足や質の維持管理対策が急務とされ、直接工事に携わる建設事業者の取組だけでなく、公共工事の発注者としても発注条件等を勘案した発注を行うことで連携を取り、労働災害防止対策を進めていくという観点にあります。

具体的には、以前より呉労働基準監督署管内で行われてきた「公共工事発注機関等連絡会議」の出席者である、呉労働基準監督署と国、県、市の行政機関における工事の発注者に、新たに建設業労働災害防止協会広島県支部呉分会が加わり、名称も「建設工事関係者連絡会議」と改めて建設業における労働災害の減少を図る目的で、定期的に会合を開くことになりました。

初回の会合では、国土交通省、広島県、呉市、江田島市の各関係者17名と、呉労働基準監督署長他1名、建災防呉分会では分会長、事務局長が2名出席しました。

事務局は呉労働基準監督署に設置され、次回会合から各機関が協力して労働災害防止の為に何が出来るかを具体的に協議する予定です。

福山分会：安全パトロールで表彰制度導入し継続中、建設工事連絡会議の開催

(1) 福山分会では平成23年より福山労働基準監督署の後援を頂き、安全指導者による定期安全パトロールを実施した現場に対して、安全衛生環境は充実しているか？現場の安全衛生活動や指導が適切に行われているか？現場責任者、作業員の安全意識が高く安全対策を積極的に取り組んでいるか？を総合的に判断して、「安全衛生優良現場」又は「安全衛生努力現場」と認定し、認定証を交付しています。作業現場標識と共に掲示していただき現場作業関係者・周辺住民の皆様にも周知するシステムを導入し、5年間継続してきました。

平成26年度は「安全衛生優良現場」5現場、「安全衛生努力現場」4現場に認定証を交付致しました。今後も「安全対策に真摯に取り組んでいる現場」を推進し、一層の労働災害防止活動に努めてまいります。

(2) 去る2月9日建設工事関係者連絡会議が、福山三吉コミュニティーセンターに於いて開催されました。福山労働基準監督署、広島県東部建設事務所、福山市（建設局・教育委員会・上下水道局）府中市建設部、神石高原町、建災防福山分会24名の参加により初会合が持たれ、発注機関、建設事業者、労働災害防止行政機関が緊密に連携し、労働災害防止対策を進めていくことを確認し、「建設工事関係者連絡会議」を設置することとし、今後の本格的な活動は、福山労働基準監督署の指導のもと行うこととなりました。

足場からの墜落防止対策が強化されます！！

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年6月に労働安全衛生規則が改正され墜落防止措置の強化が図られてきましたが、足場からの墜落災害が近年増加傾向にあること、死傷墜落転落災害における足場からの墜落災害の割合も近年増加傾向にあること、足場からの墜落災害の分析結果、労働安全衛生規則による現在の墜落防止措置が講じられていない場合が9割を占めていることなどから、今回の足場からの墜落防止の強化対策が実施されることになったものです。施行期日は平成27年7月1日です。

【主な改正のポイント】平成27年3月5日労働安全衛生規則の一部を改正する省令第30号

1 特別教育の追加

特別教育の対象業務に、「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」を追加する。

2 足場における高さ2メートル以上の作業場所の作業床に係る墜落防止措置の充実

作業床の要件に、床材と建地との隙間を12cm未満とすることを追加する。

作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外す場合等の措置に、関係労働者以外の労働者の立ち入り禁止及び作業終了後の墜落防止設備の復旧を追加する。(架設通路、作業構台についても同様の措置を追加)

3 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

高さ5m以上の構造の足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置を、高さ2m以上の足場まで拡大する。

足場材の緊結等の作業を行うときは、原則として、幅40cm以上の作業床の設置、安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる等の措置を講ずることとする。

4 鋼管足場に係る規定の見直し

鋼管規格に適合する単管足場については、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないこととする。

5 注文者の点検義務の充実

特定事業の仕事を行う注文者の点検義務に、足場又は作業構台の組立て等後の点検を追加する。

【足場の組立て等の業務に係る特別教育規程】が追加されました。

平成27年3月25日厚生労働省告示第114号「学科教育」により行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
(1) 足場及び作業の方法に関する知識	「足場の種類、材料、構造及び組立図」、「足場の組立て、解体及び変更の作業の方法」、「点検及び補修」及び「昇り栈橋、朝顔等の構造及び並びにこれらの組立て解体及び変更の作業の方法」	3時間
(2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	「工事用設備及び機械の取扱い」、「器具及び工具」及び「悪天候時における作業の方法」	30分
(3) 労働災害の防止に関する知識	「墜落防止のための措置」、「落下物による危険防止のための措置」、「保護具の使用方法及び保守点検の方法」、「感電防止のための措置」及び「その他の作業に伴う災害及びその防止方法」	1時間30分
(4) 関係法令	「労働安全衛生法」、「同法施行令」、「労働安全衛生規則」中の関係条項	1時間

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

(1) 足場の組立て等に係る特別教育の追加

現行
足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。

改正後
足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床面上的補助業務を除く。)を特別教育の対象とする。

(2) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

現行
足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件
幅は40cm以上、床材間のすき間は3cm以下
足場からの手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができる。

改正後
足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件
現行に加え、床材と建地とのすき間は12cm未満とすることを追加する。
現行の一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止することを追加する。
作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことを追加する。
及びについては、架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

(3) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

現行
つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等()を講じなければならない。
事業者が講じなければならない墜落防止措置等
イ 組立て等の時期等作業に従事する労働者に周知させること。
ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立ち入りを禁止すること。
ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること。
ニ 足場材の緊結等の作業にあつては、幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり綱等を労働者に使用させること。

改正後
対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。
足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとする。
イ 幅40cm以上の作業床を設けること。
ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。
ロ 安全帯取り付け設備等の設置及安全帯を使用させる措置を講ずること。
ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

(4) 鋼管足場に係る規定の見直し

現行
規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすること。

改正後
建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう。)が最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないものとする。

(5) 注文者の点検義務の充実

現行
特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であつて、強風等の悪天候、中震以上の地震の後においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険の恐れがあるときは、速やかに修理すること。

改正後
足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険の恐れがあるときは、速やかに修理することとする。

施行期日等

平成27年7月1日施行。ただし、特別教育等に関し、必要な経過措置を定める。

人 事 異 動

広島労働局 (労働基準関係役職員のみ掲載)

* 平成27年3月31日付け

新官職名	前官職名	氏名	後任前官職名	氏名
3/31大臣官房付 同日定年退職	広島労働局長	河合智則	厚生労働省職業安定局 労働市場センター業務室長	星直幸

< 退職 >

氏名	官職名
逸見誠治	労働基準部 賃金室長
原田宗徳	労働基準部 健康安全課 地方産業安全専門官

* 平成27年4月1日付け

< 転出 >

新官職名	氏名	前官職名
独立行政法人労働政策研究・ 研修機構労働大学校准教授	井上貴志	労働基準部長
埼玉労働局監督課長	子安成人	監督課長
中国四国安全衛生サービスセン ター安全管理士	森岡勝海	賃金室副主任地方賃金指導官
島根労働局松江労働基準監督署 第2方面主任監督官	藤本泰彦	呉労働基準監督署第3方面主任監督官

< 転入 >

新官職名	氏名	前官職名
労働基準部長	倉持清子	千葉労働局労働基準部長
労働基準部健康安全課長	奥原英記	徳島労働局徳島労働基準監督署長
労働基準部賃金室長	森本裕章	島根労働局松江労働基準監督署長
広島中央労働基準監督署次長(管理)	真鍋博司	中国四国安全衛生サービスセンター安全管理士

* 平成27年4月1日付け 労働局関係

【局・総務部関係】

総務部総務調整官 勝部 聡 総務部企画室長 谷本 安弘
 総務部労働保険徴収課長 天野 明江

【局・労働基準部・監督課】

監督課長	大西 啓一	主任地方労働基準監察監督官	井上 一弘
地方労働基準監察監督官	森 和夫		

【局・労働基準部・健康安全課】

健康安全課長	奥原 英記	主任地方産業安全専門官	新庄 三二
地方労働衛生専門官	関谷 龍二	地方産業安全専門官	作田 達也

【局・労働基準部・賃金室】

賃金室長	森本 裕章	賃金室長補佐	山中 達二
------	-------	--------	-------

【局・労働基準部・労働災害補償課】

労災補償課長	上眞 完二	労災管理調整官	船本由美子
--------	-------	---------	-------

* 平成27年4月1日付け 労働基準監督署関係

【広島中央署】

次 長（管理）	真鍋 博司	特別監督官	吉川みどり
第4方面主任監督官	中野 晃義	安全衛生課長	松本 英治
労災第1課長	本間 好和		

【呉署】

次 長	中村 貴紀	第3方面主任監督官	重弘 拓也
業務課長	森岡淳二郎		

【福山署】

次 長（管理）	神鳥 哲也	次 長（労災）	巻幡 哲雄
第3方面主任監督官	丹生 伸英	安全衛生課長	板野 雅弘
労災第2課長	水尻ゆかり		

【三原署】

労災課長	高橋 宗一
------	-------

【尾道署】

安全衛生課長	石井 龍児
--------	-------

【三次署】

署 長	大鳥 義孝
-----	-------

【広島北署】

署 長	福丸 安彦	安全衛生課長	伊達 稔子
労災課長	小原 章法		

【廿日市署】

安全衛生課長	三角 昭生
--------	-------

平成27年度講習計画

(平成27年4月～平成27年6月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者・運転技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	車両系(解体用)技能特例	実施場所	担当分会
4月23～24日	広島市	広島	4月21～23日	三次市	三次	4月15日	広島市	広島
5月20～21日	福山市	福山	5月13～15日	呉市	呉	5月15日	広島市	広島
			6月17～19日	広島市	広島	6月1日	広島市	広島
型枠支保工の組立て	実施場所	担当分会				23日	広島市	広島
5月12～13日	三次市	三次	建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会			
6月4～5日	福山市	福山	6月3～4日	広島市	広島	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
						6月12～13・15日	広島市	支部

特別教育等の日程

巻上げ機運転業務	実施場所	受付分会	丸のこ取扱い作業	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
4月21日	広島市	広島	5月12日	広島市	広島	6月25日	広島市	広島
低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	石綿取扱い作業従事者	実施場所	受付分会	刈払機取扱作業	実施場所	受付分会
4月22日	広島市	広島	4月28日	広島市	広島	4月17日	三原市	三原
5月14日	福山市	福山	6月24日	呉市	呉	5月11日	福山市	福山

ただいま準備中！ 足場の組立て等特別教育が追加されます。

開催日等が決定次第広報いたしますので、当支部ホームページ等にご留意ください。

統括・職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	熱中症予防指導員研修	実施場所	受付分会
4月23～24日	福山市	福山	5月29日	広島市	広島	4月20日	福山市	福山
5月14～15日	尾道市	尾道	6月9日	呉市	呉	5月25日	広島市	広島
26～27日	広島市	広島	18日	福山市	福山	6月12日	広島市	広島
6月2～3日	三次市	三次				23日	福山市	福山
18～19日	呉市	呉						
新総合工事業者のリスクアセスメント	実施場所	受付分会	足場能力向上教育・足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	足場能力向上教育	実施場所	受付分会
6月26日	広島市	広島	6月16日	広島市	広島	4月28日	福山市	福山

* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252
呉分会 (0823) 22 - 6886
福山分会 (084) 924 - 4320

三原分会 (0848) 63 - 9920
尾道分会 (0848) 22 - 8918

三次分会 (0824) 62 - 4391
廿日市分会 (0829) 31 - 0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosh-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosh-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>